

東彼杵町告示第99号

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付要綱をここに公布する。

令和5年10月2日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付要綱

令和5年10月2日

告示第99号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、台風、集中豪雨等による災害の防止を図り、もって、町民の安全な住環境の確保に資するため、がけ地の崩壊対策工事を行う者に対し、当該工事に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付について、東彼杵町補助金等交付規則(平成16年規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ地 傾斜度が概ね30度を超える高さ2メートル以上の自然斜面地をいう。
- (2) 被害想定区域 がけ上にあつては、がけ地の上端から概ねがけ地の高さの範囲内の土地をいい、がけ下にあつてはがけ地の下端からがけ地の高さの概ね2倍の範囲内の土地をいう。
- (3) 危険家屋 被害想定区域に存する現に居住の用に供する建築物であつて、令和5年3月31日以前に建築されたものをいう。
- (4) がけ地崩壊対策工事 がけ地の崩壊を防止するための施設の整備その他がけ地の崩壊を防止するための工事をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 現に崩壊しているがけ地又は崩壊のおそれのあるがけ地であつて危険家屋の存するがけ地に係る工事であること。
- (2) 原則として個人が行う工事であること。
- (3) 町税及び国民健康保険税(以下「町税等」という。)を滞納していない者が行う工事であること。
- (4) 宅地造成工事の一環として行われる工事でないこと。
- (5) 営利を目的とする不動産事業の用に供する土地に係る工事でないこと。
- (6) 東彼杵町の入札参加資格者又はこれと同等以上の能力を有すると町長が認めた建設業者であつて、東彼杵町内(以下「町内」という。)に本店を有する法人又は町内に住所を有する個人が施行する工事であること。
- (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)その他の法令に基づく国、県又は町の補助事業でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、がけ地崩壊対策工事に係る工事費(測量及び設計に係る費用を含む。)の3分の1以内の額(当該額が200万円を超える場合にあっては、200万円)とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事着手前に東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に定める書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 工事箇所の位置図
- (2) 現況図及び現況写真
- (3) 工事箇所の公図及び全部事項証明書(3か月以内に発行されたものに限る。)
- (4) 危険家屋に係る全部事項証明書(3か月以内に発行されたものに限る。)
- (5) 工事見積書
- (6) 工事計画平面図、断面図及び構造図
- (7) 町税等を滞納していないことの証明書
- (8) 工事施行承諾書(申請者以外の者が工事箇所の土地の権利者である場合に限る。)
- (9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象工事の内容に変更が生じたとき、又は廃止しようとするときは、速やかに東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金変更(廃止)承認申請書(様式第3号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、適正と認めるときは、東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金変更(廃止)承認通知書(様式第4号)により、その結果を補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助対象工事が完了した日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の写真及び竣工図
- (2) 領収書又は請求書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を確認し、補助対象工事が完了したと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金交付請求)

第10条 補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付請求書(様式第7号)を補助金の額の確定の通知を受けた日から起算して14日を経過する日までに提出しなければならない。

(事業完了後の提出書類)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象工事の代金を支払った際の領収書の写しを補助金の受領日から14日以内に提出しなければならない。ただし、第8条に規定する実績報告書の提出時に既に提出している場合はその限りではない。

(帳簿等の整備及び保管)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助対象工事に係る経費の収支の状況を明らかにする書類、帳簿等を補助対象工事が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付申請書

様式第2号(第6条関係)

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付決定通知書

様式第3号(第7条関係)

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金変更(廃止)承認申請書

様式第4号(第7条関係)

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費変更(廃止)承認通知書

様式第5号(第8条関係)

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金実績報告書

様式第6号(第9条関係)

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金確定通知書

様式第7号(第10条関係)

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付請求書

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者住所
氏名

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付申請書

年度においてがけ地崩壊対策工事を実施したいので、東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係種類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容

3. 事業の場所及び面積

4. 完了予定年月日

年 月 日完了予定

第 号
年 月 日

様

東彼杵町長

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金については、下記のとおり決定したので、東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

記

1. 事業内容

2. 交付決定額

円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

東彼杵町長 様

補助対象者住所
氏名

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金変更（廃止）承認申請書

年 月 日付、 第 号において交付決定通知のあった東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金を下記のとおり変更（廃止）したいので、東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1. 変更（廃止）の理由

2. 変更（廃止）の内容

3. 変更交付申請額 円

4. 既交付決定額 円

5. 差引き額 円

第 号
年 月 日

様

東彼杵町長

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金変更（廃止）承認通知書

年 月 日付で変更（廃止）承認申請のあった東
彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金を下記のとおり承認したので、
東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付要綱第7条第2項の規
定により通知します。

記

1. 変更（廃止）承認の内容

2. 変更交付申請額 円

3. 既交付決定額 円

4. 差引増（減）額 円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

東彼杵町長 様

補助対象者住所
氏名

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付、 第 号において交付決定通知のあった東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金について、東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業内容

2. 完了年月日 年 月 日

3. 事業費 円

4. 交付決定額 円

第 号
年 月 日

様

東彼杵町長

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金について、下記のとおり確定したので、東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 事業内容

2. 補助金確定額

円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

東彼杵町長 様

補助対象者住所

氏名 ⑩

東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付請求書

年 月 日付、 第 号において確定通知のあった東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金について、東彼杵町がけ地崩壊対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 事業内容

2. 確定通知番号 年 月 日 川建第 号

3. 請求額 円

4. 振込先

銀行・金庫		本店・支店	
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	名義人（フリガナ）	